

県の責務 【条例第3条】	① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。 ② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
-------------------------------	--

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】	令和6年度～令和8年度の取組概要	令和6年度(11月末時点)の取組状況	所属
施策の展開 (1)	条例が規定する内容 県政情報の手話による発信等			
	【第8条第1項】 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。	① 手話付きテレビ広報番組の制作・放映 テレビ放送により県が提供する広報番組及び同番組の動画配信(YouTube等)において、手話を挿入して放送・配信します。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分/月1回放映)、「よしお兄さんの”みえ”推し！」(5分/週1回放映)及び両番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して放映・配信しました。 県政だより みえ 8回 よしお兄さんの”みえ”推し! 29回	総務部 広聴広報課
		② 知事定例記者会見等における手話通訳の実施 知事定例記者会見等において手話による通訳を実施します。	・知事定例記者会見に手話通訳を配置しました。 ・台風等に係る県民への呼びかけを行う際には、可能な限り手話通訳を配置しました。 知事定例記者会見における手話通訳 32件	総務部 広聴広報課
		③ 県庁見学における情報保障の確保 県庁見学において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。	・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持しました。 手話通訳者の利用件数 0件	総務部 広聴広報課
		④ みえ出前トークにおける情報保障の確保 みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の確保に努めます。	・みえ出前トークにおいて、手話通訳による情報保障の体制を維持しました。 手話通訳者の利用件数 0件	総務部 広聴広報課
		⑤ 県のイベント・会議等における情報保障の確保 県が実施するイベントや会議、コマーシャル等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。	・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 ・県の全部局に対し、県が実施するイベント・会議等における手話通訳者配置等の情報保障の確保について周知しました。イベント等における情報保障の確保についての手引(手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する手引)を作成し、全庁に公開することで、手話通訳者配置を働きかけました。	各一部局共通 ※障がい福祉課で記載

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
(続き)	<p>⑥ 文化施設における情報保障の推進 県立文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話通訳の活用など、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。</p>	<p>下記のとおり情報保障の推進を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「筆談にて対応可」の案内を掲示（図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター） <p>●手話通訳実施</p> <p><美術館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳+要約筆記 記念講演会「憧れのイスパニア：長崎県美術館のスペイン美術コレクションの形成と発展」（7/20・参加者60名） ・筆談鑑賞会（手話通訳） 筆談鑑賞会「みる+かく+よむ=つながる」（9/22・参加者11名 9/23・参加者10名） <p><総合文化センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンファーレ事業「緒方恵美講演会」（5/11） ・三重のまなび講演会2024「リュウジ式至高の講演会ー料理がおしえてくれたことー」（4/28） ・みえアカデミックセミナー2024オープニング「知るを愉しむ」（7/7） ・フォーカスみえ 上野千鶴子講演会「ニキと私」（9/14） ・男女共同参画フォーラム～みえの男女（ひと）2025～（3/8） ※予定 ・来館者への赤外線補聴援助装置の貸出、インフォメーション・チケットカウンター・各事務室に簡易筆談器（ボード）を設置。 <p>●その他</p> <p><総合博物館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展「標本」、「刀剣」の設置映像では音声に合わせて字幕を表示しました。また博物館でインターネット公開している動画コンテンツについては字幕を表示しました。館内の受付カウンター等では、筆談可能であることを掲示しています。非常時の観覧者の避難誘導において、危機・避難を視覚認識できる文字ボードを用意し、避難訓練等を通して実践に備えました。 <p><斎宮歴史博物館></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害などの非常時に迅速かつ的確な案内誘導ができるよう、受付（インフォメーション）に、避難誘導用の説明ボードを新たに設置 	環境生活部	文化振興課
	<p>⑦ 選挙における情報保障の推進 政見放送が実施される選挙が執行される場合、手話通訳の付与が可能な制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の立候補予定者説明会で三重県聴覚障害者協会と連携して、政見放送へ手話通訳を付すことを促しました。 	選挙管理委員会	

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の実施概要	令和6年度(11月末時点)の実施状況	所属	
(続き)	<p>⑧ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進 誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。</p>	<p>・県の新規採用者研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」等について周知や啓発を図りました。</p>	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
	<p>⑨ 手話付き映像作品の拡充・貸出 ろう者が様々な情報を入手できるよう、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品を拡充するとともに無料貸出を行います。</p>	<p>・手話付き映像作品の無料貸出を行いました。 三重県聴覚障害者支援センター：58件 聾学校：81件</p> <p>・手話付き映像作品の製作に取り組みました。 盲ろう当事者による手話動画：3本</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開(2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等				
【第8条第2項】 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。	① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 手話通訳者等の派遣や、ろう者からの相談に応じるなど、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 相談員を配置して、ろう者からの相談に対応しました。 登録相談員数：10名 相談件数：22件 難聴・中途失聴者向け手話教室を毎月第1木曜日に開催しました。 延べ参加者数：66名 遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスのアプリを使ったお試し接続の期間を設ける等、利用促進に努めました。 遠隔手話相談件数：1件（上の相談件数と重複） 遠隔手話通訳サービス件数：0件 	子ども・福祉部	障がい福祉課
② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。また、感染症の拡大防止や災害時における意思疎通支援のツールとして提供を開始した遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、手話通訳者等の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用を促進し、ろう者の情報アクセシビリティの向上を促進します。さらに、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔手話相談および遠隔手話通訳サービスについて、システム提供元が呼びかける情報交換会に出席する等により、実施状況の検証や課題分析をしました。 手話通訳者等の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時に遠隔手話通訳サービスを活用することで、利用範囲の拡大ができないか検討を行っています。 遠隔手話通訳サービスなどICT等を活用した意思疎通支援について、市町への周知を行いました。また、市町や関係団体と連携・協力を得て説明会を実施しました。 説明会開催数：2回 ID登録者数：89名 	子ども・福祉部	障がい福祉課	
③ ろう者による警察への緊急通報手段の周知及び職員に対する電話リレーサービスの啓発 ろう者による警察への緊急通報の手段として「ファックス110番」、「ウェブ110番」、「110番アプリシステム」及び「電話リレーサービス」があることを、1月10日の「110番の日」の広報のほか、県警ホームページへの掲載、聴覚障がい者団体を通じた情報提供により、周知を図ります。また、電話リレーサービスを利用した緊急通報に適切に対応するため、県警職員に対する周知の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や言語に障がいのある人のための緊急通報手段として「110番アプリシステム」、「ファックス110番」及び「ウェブ110番」を運用し、その利用方法について、三重県警察ウェブサイトへの掲載や、ラジオ放送を通じて広く周知を図りました。 三重県立聾学校において、児童・生徒及び教職員を対象に「110番アプリシステム」等の緊急通報手段、その利用方法について手話通訳を介して広報を行うとともに、操作方法を実演して、同システムの浸透を図りました。 三重県聴覚障害者協会が主催の「みみフェスティバル2024」に参加し、「110番アプリシステム」等の緊急通報手段、その利用方法について手話通訳を介して来場者に広報し、利用促進を図りました。 	警察本部	通信指令課	

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開(3) 【第8条第3項】 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等をはじめとする必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	災害時等における手話による情報取得等のための措置				
	① 福祉避難所の確保促進 災害時等において、ろう者の手話等による情報・コミュニケーションを支援できるよう、市町に対し、一般避難所でのろう者への支援に関する検討・準備のほか、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> 市町担当者会議や市町担当者へのヒアリングにおいて、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。 福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催し、発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、運営マニュアルの策定の促進に取り組みました。 	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課	
	② 災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討 市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」に基づく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）における聴覚障がい者団体の役割について、検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結市町と連携し、要支援者名簿の更新等を進めました。 三重県聴覚障害者協会が協力施設として加入している、「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）」研修に、DWAT登録員（災害支援サポーター、三重県聴覚障害者支援センター職員）が参加しました。 市町との連携のあり方について、協定締結市町との意見交換を行いました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課	
③ 聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進 災害発生時において、要支援聴覚障がい者への情報提供や意思疎通支援などを適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び防災関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催しました。 参加者数：66名 災害支援サポーター：134名 	子ども・福祉部	障がい福祉課		

**基本的施策
2** 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開 (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充				
<p>【第9条】 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受け取ることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。</p>	<p>① 手話通訳者等の派遣事業の実施 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。 なお、派遣にあたっては、より良い手話通訳環境の実現のため、手話通訳者の役割や手話通訳者の抱える健康問題などについて、要請のあった団体等への周知に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等の派遣を行いました。 派遣時間数：2,017.25時間 県が実施するイベント等における情報保障の確保についての手引（手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する手引）を作成し、その中で健康問題に関する内容を記載することで、派遣を希望する所属に対し周知を図りました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>② 手話通訳者の人材育成の推進 ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催します。なお、受講者の募集の際には、県内の大学等で手話の授業を受講している学生や、手話サークル団体への広報等により、特に若年層の手話通訳者の確保に努めます。また、近い将来の担い手不足解消のため、手話通訳者の待遇改善を図り、ろう者の情報保障を担う専門職としての魅力のさらなる向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津会場および伊勢会場にて各1コースの手話通訳者養成講座（受講期間2年間）を開催しました。 24期生：8名修了 25期生：10名受講中 手話通訳者全国統一試験：受験者32名 手話通訳者の待遇改善の一つとして、手話通訳者等の派遣における報償費に関する規定を改正し、令和7年度以降の派遣にかかる報償費を2,000円/時間（500円増）に改定しました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施 登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。また、手話通訳者全国統一試験の合格者を対象に、手話通訳者同士の交流会や新任者説明会を開催することで、手話通訳者の確保につなげます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 試験対策学習会を7回実施し、延べ52名の申込がありました。 第1回手話通訳者現任研修の開催にあわせて、登録3年未満の方を対象に意見交換会を行いました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者現任研修（年3回）について、2回実施しました。 第1回 33名 第2回 29名 第3回 1月予定 全国手話研修センターが実施する指導者養成研修会の情報を現任講師に案内し、受講を促しました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度の実施概要	令和6年度(11月末時点)の実施状況	所属	
(続き)	<p>⑤ 市町における手話通訳者設置に向けた取組の支援 ろう者が、行政手続や生活に関する相談をより円滑に行えるようにするため、県内市町における手話通訳者の設置状況を情報提供することにより、手話通訳者が未設置の市町に対し、設置に向けた働きかけを行います。また、設置が困難な場合に補完的な役割を担う遠隔手話通訳サービスについて、併せて周知を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町の手話通訳者の設置状況を調査し、結果を市町に情報提供することで、手話通訳者未設置の市町に対し、設置に向けた働きかけを行いました。また、設置が困難な場合に補完的な役割を担う遠隔手話通訳サービスについて、併せて周知を図りました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>⑥ 市町等への手話関係情報の提供等 手話奉仕員養成講座を未実施の市町に実施に向けて働きかけを行います。また、市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、手話の知識及び技術の向上を図り、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、県が策定した手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムが、市町で活用されるよう働きかけを行います。加えて、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6市1町より手話奉仕員養成事業の委託を受け、事業運営を行いました。また、2市1町より委託を受け、スキルアップ講座を実施しました。(受託団体：三重県聴覚障害者協会) ・手話奉仕員指導者を対象に、新テキストを使った指導者講習会を5回実施しました。 ・手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムの活用について市町に働きかけを行うとともに、市町に全国手話検定試験など手話に関する情報の提供を行いました。 ・9月に手話検定試験セミナーを実施し試験当日に向けての対策を、10月に5～2級の試験を実施しました。高等学校でも同様に実施しました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課

基本的施策 3	手話の普及等【条例第10条】				
条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属		
施策の展開 (1)	県民が手話を学習する機会の確保等				
<p>【第10条第1項】 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。</p>	<p>① 県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報等の掲載 条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページやSNSを通じて、条例の概要や手話に関する情報を発信するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページに簡単な手話単語の動画を掲載しています。 ・ホームページに加えLINEの活用を開始し、タイムリーな情報発信に努めました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課	
<p>② 手話パンフレット等による普及啓発 手話パンフレットなどを活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、親しみやすく効果的な手話の普及啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「できるカモン」等を活用したチラシやクリアファイルを市町等に提供し、手話啓発を支援しました。 ・県が開催する手話講座だけでなく、手話の授業を行っている高校や手話サークル団体の活動など、様々な機会を活用して手話パンフレットやクリアファイルを配布した結果、例年より多くの箇所で配布し、手話の普及を図ることができました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課		
<p>③ イベント等を活用した手話の普及啓発 次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、多くの人が集まる場など様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいへの理解や手話への興味を持ってもらうための啓発動画を作成し、三重県聴覚障害者支援センターのホームページに公開しました。 啓発動画：3件 ・家庭福祉・施設整備課と連携し、6月1日に大型商業施設で開催した県主催イベント「とこまると遊ぼう！ユニバーサルデザインと合理的配慮」において、手話体験コーナーを設け、手話の普及促進を図りました。 ・県民と県内の聴覚障がい者団体等が交流できる機会づくりを目的に、11月10日に四日市市中央緑地公園において「センターまつり」を開催しました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課		
<p>④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるよう、県民向け手話講座の開催回数を増やすなど、拡充に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生向け手話講座を計10回実施しました。[社協3回、公民館1回、県総合文化センター1回、小学校2回、中学校1回、高校2回] 	子ども・福祉部	障がい福祉課		
<p>⑤ 手話サークル団体の情報提供等 地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体に係る情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が手話を学ぶことができるよう、手話サークル団体についての情報提供を三重県聴覚障害者支援センターのホームページ等で行いました。 	子ども・福祉部	障がい福祉課		

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開(2) 県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施	【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。	① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。	・県職員及び市町職員に対する手話研修（年間5回）を3回実施しました。集合で3回（内、オンライン併用1回）実施し、40人が受講しました。	子ども・福祉部	障がい福祉課
		② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進 手話やろう者への理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するため、県内の教職員に対するオンデマンド型研修（ネットDE研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。	・県内関係機関（学校も含む）にオンデマンド型研修（ネットDE研修）を紹介するため、三重県総合教育センターWebページの研修一覧に本講座の情報を掲載するとともに、案内を配付しました。また、特別支援教育に係る講座において、本講座の受講を案内しました。 ・オンデマンド型研修（ネットDE研修）では、本年度64人（11月末時点）の受講がありました。	教育委員会	研修推進課

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進				
【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。	① 手話を学ぶ取組の実施 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、児童生徒の手話による合唱や演劇、地域の方から手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間を活用するなど、手話について学習する機会を含めた福祉教育が進められるよう、各市町等教育委員会の指導主事等を対象とした会議等で好事例を情報提供しています。 ・年度末には、三重県教育ビジョンに関する調査の中で手話に関する調査を行い、各学校での取組状況を把握します。 	教育委員会	小中学校教育課
② 手話に関する授業や活動する機会の充実 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目等により手話に関する授業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しています。 ・手話を学ぶ県立高等学校の中では、文化祭や地域のイベント等で手話を披露するなど、手話の普及に取り組んでいます。 	教育委員会	高校教育課	
③ 手話についての理解啓発の促進 聾学校において、幼稚園・小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進める際には、手話の普及促進に係るリーフレット等を活用し、手話についての理解啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間交流を、幼稚部2回、小学部5回、中学部2回、高等部1回、寄宿舎2回（オンラインによる交流を含む）実施し、手話についての理解啓発を図りました。 	教育委員会	特別支援教育課	
④ 人権学習指導資料の活用 手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会作成）の教材活用を各学校に働きかけます。また、様々な教科学習においても、手話に関する内容の学習に取り組むよう、各学校に働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権に係る問題に対する取組を進めるため、教職員を対象に人権学習指導資料の活用講座を行いました。講座の中では「三重県手話言語条例」の基本的施策において子どもに対する手話学習の取組の促進が提起されていることにもふれながら研修を行い、26人の教職員が参加しました。 	教育委員会	人権教育課	
⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、ろう者をはじめ聴覚障がい者と話す方法等についての授業を実施し、次代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を27回開催しました。（令和6年度開催予定回数 31回） ・県民手話講座において、小学校1校、中学校1校、高校2校で手話教室を開催しました。また、県立図書館において「手話のおはなし会」を実施し、子ども22人を含む35人の参加がありました。 	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課 障がい福祉課	

**基本的施策
4** ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開 (1)	ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上				
【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① ろう児に対する手話教育の環境整備等 聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、電話リレーサービスについて、連絡手段の一つとして利用できるようチラシを配布するなど、サービス制度や利用方法を周知します。 また、ICT機器を活用したオンライン教材を提供する際には、手話等の情報保障に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> 手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざし、手話の学習に取り組みました。 電話リレーサービスについて、サービス制度や利用方法等について保護者に周知しました。 聾学校においてオンラインによる授業等を実施する際には手話等の情報保障に取り組みました。 	教育委員会	特別支援教育課	
	② 教職員に対する研修の実施 聾学校において、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を10回実施しました。 	教育委員会	特別支援教育課	
条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開 (2)	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等				
【第11条第2項】 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。	① 保護者に対する手話講習会等の実施 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を24回（初級12回、中級12回）実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。 	教育委員会	特別支援教育課	

条例が規定する内容		令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
施策の展開(3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保	【第11条第3項】 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。	① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を24回（初級12回、中級12回）実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。	教育委員会	特別支援教育課
		② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等 子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある乳児の保護者を対象に手話学習会を実施するなど、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。	・子ども心身発達医療センター難聴児支援課において、聴覚障がいのある0歳児の保護者を対象に、手話に触れる機会を確保するため、0歳児療育（つくしんぼ）集団支援や保護者講座の中で、手話学習会を8回実施しました。	子ども・福祉部	子ども心身発達医療センター障がい福祉課

基本的施策 5		事業者への支援【条例第12条】	
条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属
施策の展開 (1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援			
【第12条】 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	① サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮について、事業者（主に接客を行う店舗、飲食店、観光業等）を対象に、専門員が積極的にアウトリーチを行うことで、啓発を図ります。併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一つとしての手話の使用について周知を行います。	・令和6年4月からの障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の法的義務化について、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、事業者に対してアウトリーチによる啓発を行いました。 啓発件数 77件	子ども・福祉部 障がい福祉課
	② 福祉サービス事業所等に対する周知の推進 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、福祉従事者研修など様々な機会を通して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用等に関する合理的配慮について周知を図ります。	・三重県手話言語条例や厚生労働省が公表している「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」などを、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業者向けのホームページで紹介し、合理的配慮の提供について周知を図りました。	子ども・福祉部 医療保健部 障がい福祉課 長寿介護課
	③ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知 医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。	・手話対応が可能な医療機関は、令和6年12月16日時点で21機関となっています。 ・「医療ネットみえ」において、引き続き、システムでの表示項目として維持管理し、医療機関に対して周知を図ることで、手話対応が可能として表示される医療機関の増加に努めています。	医療保健部 医療政策課
	④ 観光施設等における情報保障の推進 バリアフリー観光を推進するため、関係機関と連携のうえ、バリアフリー観光に係る実態調査を行うとともに、県内の観光施設、宿泊施設に対して聴覚障がい者とのコミュニケーションのとり方等のアドバイスをを行います。	●「心のバリアフリー認定制度」普及促進の取組 ① 全県向け「心のバリアフリー認定制度」普及促進セミナー 1回(2/19：鳥羽市内で開催予定) ② 「心のバリアフリー認定制度」エリア別研修会 計2回(12/18：紀北町内、1/21：津市内で開催予定) ③ バリアフリー施設調査&アドバイス 県内8か所で実施予定 (宿泊施設4か所、観光施設4か所) ●伊勢志摩バリアフリーツアーセンターのホームページ改修 以下の条件に対応したWebサイトを2月ごろ公開予定 ・スマートフォンでの閲覧対応 ・地域や目的など複数の条件による検索機能の充実 ・多言語対応(英語、繁体字、簡体字等) ・最新情報への更新が容易にできること	観光部 観光振興課

条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況	所属	
(続き)	<p>⑤ 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一つとしての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップカフェ「だいたい食堂」を中心に定期的開催しているセミナー(ステップアップ大学)において、手話通訳者が必要な場合は申込時に確認を行いました。(該当者0人) ・6月に三重労働局等と共催で開催したセミナーにおいて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、ジョブコーチなど事業主向け障がい者雇用支援施策を紹介しました。(セミナー参加者201人) ・9月に開催したステップアップフェア「企業説明会」に参加者向けに手話通訳者を配置しました。(該当者0人) ・11月に開催した第62回技能五輪全国大会」及び「第44回全国障害者技能競技大会」における三重県選手激励会で、聴覚障がいの選手向けに手話通訳者を配置しました。(該当者1人) 	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
	<p>⑥ 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣 県内各ハローワーク等が実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内7地域で開催された障がい者就職面接会に、手話通訳者24人を派遣しました。 		

基本的施策 6	手話に関する調査研究の推進【条例第13条】			
条例が規定する内容	令和6年度～令和8年度 of 取組概要	令和6年度(11月末時点) of 取組状況		所属
施策の展開 (1)	ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等			
【第13条】 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。	① 手話に関する調査研究への協力 一般社団法人全国手話通訳問題研究会が行う手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	・手話通訳者の雇用環境に関する実態調査など、今後依頼があった場合は、手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。		子ども・福祉部 障がい福祉課

[数値目標の現状]

関連施策番号	項目	令和5年度(年度末) ※第3次計画策定時	令和6年度 (11月末時点)	令和7年度(年度末)	令和8年度(年度末)	令和8年度末 (計画目標)
◎1	聴覚障がい者災害支援サポーター登録者数	118人	134人			150人
◎2	登録手話通訳者数(県)※1	115人	116人			135人
○1 ◎2	手話通訳者の派遣件数(県) ※2	670件	485件			900件
◎3	手話に触れたことのある子どもの割合 ※3	76.9%	73.2%			80%
○3 ◎4	聾学校における保護者向け講習会の参加者数(累計) ※4	2,753人	3,016人			3,900人
◎5	事業者を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数	173件	77件			100件

※1 3月31日時点の登録者数

※2 県の実績(記者会見等への配置を含む)+三重県聴覚障害者支援センターの実績(遠隔手話通訳サービスを含む)

※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合(県キッズ・モニターアンケート)

※4 令和8年度目標は平成29年度～令和8年度の累計